

島根県報

第一、四七四号
平成十五年五月三十日
(金曜日)

告示

島根県告示第五百三号

島根県公印規程(平成元年島根県訓令第四号)第十条の規定に基づき、島根県印及び島根県知事印の印影等を次のとおり告示する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄田信義

(総務課)
(健康福祉総務課)一
(農村振興課)二
(農村整備課)三
(建築住宅課)四
(都市計画課)五

印影
新調、改刻又
は廃止の別

用途
用

使用開始又は
廃止年月日

- 告示
- 公印の印影等
 - 生活保護法の規定による介護機関の指定
 - ヨーネ病の発生
 - 土地改良区の役員の就任及び退任
 - 県営土地改良事業計画の変更(二件)
 - 建築基準法の規定に基づく道路の指定

特定調達公告

開発行為に関する工事の完了

(税務課)

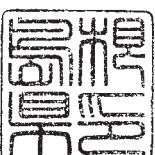
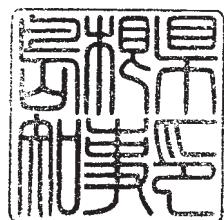
(税務課)
(税務課)
(税務課)
(税務課)

改刻

改刻

平成十五年六月一日

平成十五年六月一日



正誤
監査告示
外部監査人補助者の選任
漁業委託指示
延繩漁業の操業の制限

(総務課)
八 七 七 六 六 五 五
(水産課)
八 七 七 六 六 五 五

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第三一号中

正誤

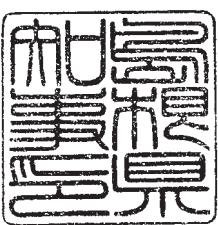
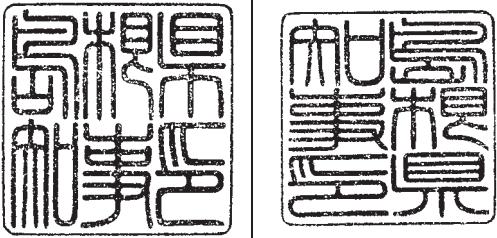
特定非営利活動法人 ネット	穂なみ							改刻	改刻
		指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	名稱	主たる事務所の所在地	実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	名稱		
社会福祉法人	ウエルエヌシー	社会福祉法人	ウエルエヌシー	大田市大田町大田イ三四〇番地二	居宅介護支援事業	介護老人保健施設	介護老人保健施設	大田市波根町一二九〇番地一	平成十五年六月一日
社会福祉法人	ウエルエヌシー	社会福祉法人	ウエルエヌシー	大田市大田町大田イ三四〇番地二	介護老人保健施設	介護老人保健施設	たてがみの郷	大田市波根町一二九〇番地一	平成十五年五月十四日
社会福祉法人	ウエルエヌシー	痴呆対応型共同生 活介護	短期入所療養介護	大田市大田町大田イ三四〇番地二	通所リハビリテー ^{ション}	介護老人保健施設	たてがみの郷	大田市波根町一二九〇番地一	平成十五年五月十四日
出雲市里方町一一六番地	穗なみデイサービスセンター	介護老人保健施設	たてがみの郷	大田市波根町一二九〇番地一	大田市波根町一二九〇番地一	大田市波根町一二九〇番地一	たてがみの郷	大田市波根町一二九〇番地一	平成十五年五月十四日
通所介護		介護老人保健施設	たてがみの郷	大田市波根町一二九〇番地一	大田市波根町一二九〇番地一	大田市波根町一二九〇番地一	たてがみの郷	大田市波根町一二九〇番地一	平成十五年五月十四日
出雲市里方町一一六番地	穗なみデイサービスセンター	介護老人保健施設	たてがみの郷	大田市波根町一二九〇番地一	大田市波根町一二九〇番地一	大田市波根町一二九〇番地一	たてがみの郷	大田市波根町一二九〇番地一	平成十五年五月十四日
出雲市里方町一一六番地	平成十五年五月二十日	平成十五年五月十四日	平成十五年五月十四日	平成十五年五月十四日	平成十五年五月十四日	平成十五年五月十四日	平成十五年五月十四日	平成十五年五月十四日	平成十五年五月十四日

島根県告示第五百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄田信義



島根県告示第五百五号

ヨーネ病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄田信義

家畜伝染病の種類 (ヨーネ病) (患畜)	家畜の種類 牛	生年月日 平成八年六月三十日	頭数 一頭	発生場所 出雲市	発生年月日 平成十五年五月十六日	その他参考となるべき事項 ホルスタイン、自家産牛

島根県告示第五百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄田信義

- 三 退任した役員の氏名及び住所
就任年月日 平成十五年三月二十八日

理事

米山 佳男	簸川郡湖陵町大字三部二三九番地
秦 满	簸川郡湖陵町大字二部二〇八三番地
小原 英二	簸川郡湖陵町大字大池一六〇四番地一
桑原 裕志	簸川郡湖陵町大字板津六九六番地

林	安田 欽一	簸川郡湖陵町大字二部六四三番地三
坂根	原 修一	簸川郡湖陵町大字差海一六六五番地一
幹夫	今岡 哲雄	簸川郡湖陵町大字畠村二五六番地
	今岡 弘之	簸川郡湖陵町大字常楽寺五四七番地
	簸川	簸川郡湖陵町大字三部三三〇番地
	簸川郡湖陵町大字三部八一九番地	

監事	理事	
三原 康男	安田 欽一	簸川郡湖陵町大字二部六四三番地三
	原 修一	簸川郡湖陵町大字差海一六六五番地一
	今岡 哲雄	簸川郡湖陵町大字畠村二五六番地
	今岡 弘之	簸川郡湖陵町大字常楽寺五四七番地
	簸川	簸川郡湖陵町大字三部三三〇番地
	簸川郡湖陵町大字三部八一九番地	

平成15年5月30日

島根県報

米山 佳男 篠川郡湖陵町大字三部二三九番地
 加田 寛一 篠川郡湖陵町大字一部一九〇九番地二
 桑原 裕志 篠川郡湖陵町大字板津六九六番地

島根県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、八束地区を受益地域とする用排水施設事業（県営畠地帶総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

穂日島地区用排水施設事業（県営畠地帶総合整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十五年五月三十日
 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号に規定する道路に指定したので告示する。
 その関係図面は浜田土木建築事務所及び江津市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第五百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、八束地区を受益地域とする用排水施設事業（県営畠地帶総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

島根県告示第五百八号

三 縦覧の場所

安来市役所

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、八束地区を受益地域とする用排水施設事業（県営畠地帶総合整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

島根県知事 澄田信義

平成十五年五月三十日
 島根県告示第五百九号

路線名	区間		道路の幅員 メートル 九・五〇	道路の延長 メートル 一三・五・五五	指定の年月日及び番号 平成十五年五月一十一日 第一号
	起点	終点			
区画道路一号線	江津市和木町一一四八番一九	江津市和木町六二三五番四	六・〇〇	一三七・八八	"
区画道路二号線	江津市和木町六五八番一	江津市和木町六六四番三	六・〇〇	五九・〇八	"
区画道路三号線	江津市和木町六六四番一	江津市和木町六三九番四	六・〇〇	一〇一・四四	"
区画道路四号線	江津市和木町六三九番三	江津市和木町六二九番一	六・〇〇	六八・八九	"
区画道路五号線	江津市和木町六六三番四	江津市和木町六二三六番五	六・〇〇	七四・八七	"
区画道路六号線	江津市和木町六六〇番一	江津市和木町六二三六番五	六・〇〇	一五〇・九〇	"
区画道路七号線	江津市和木町六五九番一	江津市和木町六二三五番一	六・〇〇	一五〇・一四	"
区画道路九号線	江津市和木町六五八番一	江津市和木町六二三五番一	六・〇〇	一五〇・一四	"

公 告

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

出雲市白枝町七二八番地八

有限公司 あすなろ相互建設 代表取締役 竹内謙一

特 定 調 達 公 告

一 開発区域

出雲市高岡町六十四番地 外五筆

面積 四三八六・一四平方メートル

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第
三十六条第三項の規定により公告する。

平成十五年五月三十日

島根県知事 澄田信義

次のことより随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調
達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調
達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の
規定により公示する。

照印

平成15年5月30日

平成15年5月30日

島根県知事 澄田信義

3 隨意契約の相手方を決定した日
平成15年4月8日1 役務の名称及び数量
税務総合オンラインシステム外形標準課税導入業務委託2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地3 隨意契約の相手方を決定した日
平成15年4月8日4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号5 隨意契約に係る契約金額
91,350,000円6 契約の相手方を決定した手続
随意契約7 隨意契約のこととした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

平成15年5月30日

島根県知事 澄田信義
1 役務の名称及び数量
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
3 隨意契約の相手方を決定した日
平成15年4月1日
4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
5 隨意契約に係る契約金額
39,690,000円

島根県知事 澄田信義

島根県知事 澄田信義
1 役務の名称及び数量
税務総合オンラインシステムWeb化対応業務委託2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県総務部税務課 島根県松江市殿町1番地
3 隨意契約の相手方を決定した日
平成15年5月30日
4 隨意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号
5 隨意契約に係る契約金額
39,690,000円

島根県報

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 隨意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

監査委員告示

監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十二条の三十一第一項の規定に基づき包括外部監査人三島明から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年五月三十日

島根県監査委員	島田三郎
同	中村芳信
同	品川卯一
生田洋一	

一 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

今岡正一 松江市黒田町二五三番地一サーパス黒田町五〇〇三

二 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成十五年五月十九日から平成十六年三月三十一日まで

島根海区漁業調整委員会指示

島根県連合海区漁業調整委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、島根県沖合海面における延縄漁業（ふぐ浮き延縄漁業、無動力漁船又は総トン数五トン未満の動力漁船を使用しての延縄漁業を除く）について、次のとおり指示する。

平成十五年五月三十日

操業の承認

島根県連合海区漁業調整委員会会長 屋田孝治

当該海面において総トン数五トン以上の動力漁船を使用して延縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により島根県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

一 承認対象漁船

承認の対象となる漁船は、次の各号のいずれかに該当するものであること。

一 前年度島根県沖合海面において当該漁業の操業の実績を有する者

二 委員会が特に認めたもの

三 制限又は条件

この漁業の制限又は条件を次のとおりとする。

一 操業禁止区域

漁船規模	禁 止 区 域
総トン数五トン以上十トン未満	最大高潮時海岸線から三千メートル以内、共同漁業権が設定されている海面がこれを越える場合は共同漁業権が設定される海面（県内に住所を有する者は共同漁業権が設定されている海面）。但し、県内に住所を有する者が共同漁業権者の同意を得た場合にあってはこの限りではない。
上 総トン数十トン以上	最大高潮時海岸線から三海里以内（隱岐郡の地先海面にあっては二海里以内）。

一 漁具漁法の制限

隱岐郡の最大高潮時海岸線から十海里以内では、一月一日から七月三十一日まで、及び十一月一日から十二月三十一日までの間は、油付餌料を使用してはならない。

三 承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備えつけるとともに、県外に住所を有する者は要領に定める標旗を表示しなければならない。

四 漁獲実績報告書の提出

この漁業の承認を受けた者は、別に定める漁獲実績報告書を、委員会に承認を受けた

翌年六月三十日までに提出しなければならない。

- 五 承認の取り消し
この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

- 六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成十五年六月一日から平成十六年五月三十日までとする。

正 誤

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第三号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 二 下 始めから一 行 誤

二〇ミリメートル	川本健康福祉センター
環境衛生部及び保健推進課	二〇ミリメートル
川本健康福祉センター	環境衛生部及び保健推進課

正

二〇ミリメートル平	川本健康福祉センター
環境衛生部及び保健推進課の長	二〇ミリメートル平
川本健康福祉センター	環境衛生部及び保健推進課の長

平成十五年五月十三日付け島根県報第一、四六九号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ 十一 篠所 誤 正

島根県地方労働委員会告示第一号
の表宮崎伸介の現職欄中

島根県地方労働委員会告示第一号
の表古瀬禦の現職欄中

島根県中小企業団
中央会会长

島根県中小企業団
体中央会会长